

知調一発 第 53 号
平成 20 年 10 月 3 日

国土交通大臣 金子 一義 様

全 国 知 事 会
会 長 麻 生 渡

直轄国道、一級河川の見直しの具体的な方向について

上記のことについて、今後の協議を円滑に進めるため、当会の意見を別紙のとおり取りまとめたので、よろしくお取り扱いいただきますようお願いいたします。

なお、今後も継続して協議を進める中で、追加の意見の提出・要請を行うことがありますので、よろしくお願ひします。

別紙

1 移譲の範囲について

国土交通省の示す移譲基準については、それに該当するものとそうでないものとの間に、その管理を行う上で必要な技術、組織体制に有意な差はない。

また、単に、全国的に「重要」若しくは「価値がある」というだけで国の所管とする基準は、現在、地方自治体が住民の安心・安全の確保に向け、幅広い事務を担っていることからみても、合理的とは言えない。

したがって、「行政サービスをより住民に近いところで行う」という地方分権の主旨に沿って、移譲の範囲は「国の地方支分部局（出先機関）の見直しの具体的方策（平成20年2月全国知事会）」に示した原則を踏まえ、国土交通省提示の基準に縛られることなく幅広いものとし、地域実情を踏まえた各都道府県の意向に応じて具体的な移譲範囲を調整・協議すること。

2 財政措置について

(1) 道路・河川の権限移譲に伴う財政措置については、時限的な措置として「交付金等の財政措置を検討する」ことが示されたが、以下の点を前提とすること。

現在の国の整備・管理水準を今後とも維持できるものであること。

国の負担率は、個別の箇所に対応した直轄事業における国負担率を下回らないこと。

上記、を踏まえ、必要となる個別の道路・河川の整備費・維持管理費に対して将来とも確実に財源措置がなされるものとする。

恒久的な財政措置のあり方については、都道府県等と十分協議すること。

(2) 将来の整備が必要な道路・河川に関し、財政措置の対象となる事業費の積算のあり方について早急に政府としての考え方を示すこと。

将来の整備計画が策定済みの場合 今後の変動要素等の折り込み方

将来の整備計画が未策定の場合 客観的かつ公正な積算方法のあり方

3 人員・資機材の確保について

(1) 移譲に係る権限・事業を執行する上で必要となる事務量・必要人員・技術を明らかにした上で、都道府県が真に必要とする人員・資機材の確保に向け、都道府県の意見を踏まえ調整・協議すること。

(2) 人員・資機材の移譲・確保方策に関する今後の具体的な協議のスケジュール・方

法について、早急に政府としての考え方を示すこと。

4 大規模災害等への対応について

- (1) 大規模災害への対応については、国と地方の適切な連携の下に対処するものとし、国の支援の仕組み等について、都道府県等の意見を踏まえ、検討すること。
- (2) 大規模災害への対応に関する今後の具体的な協議のスケジュール・方法について、早急に政府としての考え方を示すこと。

5 移譲時期について

移譲については速やかに行われるべきであるが、バイパスが未整備の道路や整備水準が低く国において整備中の河川等について、国において一定の整備を進めてから移譲することも含め、個別の道路・河川の状況に応じた移譲時期を検討すること。

6 関係都道府県との協議について

個別の道路・河川の権限移譲に関する関係都道府県との調整については、上記の考え方に即し、移譲に必要となる財政措置・事務量・必要人員・資機材等の情報を明らかにしながら、地域の実情を踏まえた関係都道府県の意向を尊重し、円滑に協議できるよう対応すること。

7 今後の検討などについて

関係都道府県との個別協議の中で確認された課題や問題点については、全国知事会で集約し、追加の意見提出を行うとともに、全国共通のものについては改めて国の考え方を確認することとしているので、引き続き協議に応じること。

また、上記に掲げた事項のうち、早急に考え方を示すよう求めているものについては、今後の権限移譲の協議が円滑に進められるよう、遅くとも10月中旬までに全国知事会あて回答されたい。